

米国大学における障害のある学生への修学支援

ワシントン研究連絡センター

登島 弘基

1. はじめに

日本学生支援機構が毎年行っている、「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると、平成 28 年度の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生数は 27,257 人であり、全学生数における障害学生数の割合は 0.86%に相当する。¹⁾近年、障害学生数は大幅に増加しており、各大学において障害学生支援体制の整備や取組が進み、障害学生の把握が進んでいることが考えられる。しかし、高等学校における発達障害等困難のある学生の割合が約 2.2%であるという報告や、特別支援学校高等部の卒業生における進学率が 2.1%に留まっているという報告より、大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の把握がまだ十分に進んでいない可能性や、障害学生が高等教育機関に進学するための支援体制が十分ではないという可能性が考えられる。²⁾³⁾

平成 28 年 4 月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が法的に義務ないし努力義務とされたが、多くの大学等の現場においては修学支援を行うための知識や経験、施設・設備、人員が不足していると言われている。

障害のある学生への支援は個別の対応が必要である。そのためには、学長等の経営トップを含む教職員が障害のある学生への支援についての現状を把握し、日本だけでなく海外での対応方法についても知ることが重要であると考えられる。

本報告書では、米国の大学における障害のある学生への修学支援状況について調査し、その取り組みを報告する。第 2 章で米国の障害者福祉について紹介し、第 3 章では米国の、第 4 章では日本の障害学生数について報告する。第 5 章では米国の大学における取組みについて 2 つの大学にインタビューを行い、その内容について報告する。最後の第 6 章では文献調査結果のまとめと大学へのインタビュー内容をふまえて、今後、日本において取り組みが必要であると思われる点について検討する。日米で障害の定義が必ずしも一致するわけではないため正確に比較をすることは困難であるが、今後、日本の大学等における障害のある学生への支援の検討に少しでも繋がれば幸いである。

2. 米国の障害者福祉について

1920年に戦傷者および障害者を対象に職業リハビリテーション・医学的リハビリテーションを実施する目的で「職業リハビリテーション法」が制定された。1973年の改正により現在の「リハビリテーション法(The Rehabilitation Act of 1973)」となり、それに伴い第504条が加えられた。リハビリテーション法第504条は、連邦の財政補助を受けている教育機関における障害者差別を禁止するアメリカ初の立法であると言われている。

しかし、その後リハビリテーション法504条施行の遅れや、適用対象が限定されていることを理由に全国的な障害者運動が起こった。障害者に対する差別禁止の適用を拡張することを障害者団体が求めたことを背景として、1990年にはAmericans with Disabilities Act(ADA法)が制定された。これにより、リハビリテーション法の適用外であった地方自治体や公共施設、州及び地方公共団体の資金提供を受ける教育機関及び私立教育機関、民間企業なども障害者差別禁止の対象となった。

リハビリテーション法、ADA法以外にも米国の障害者政策に関わる法律は以下のとおり多数制定されている。⁴⁾

表 1. 米国の障害者政策に関わる法律

Americans with Disabilities Act	アメリカにおける最も包括的な公民権法の1つであり、障害者の差別禁止、及び障害者が他者と同じくアメリカでの生活を営むことができる機会を保証している。
Telecommunications Act	容易に実現できる場合、電気通信設備及び顧客宅内機器をアクセス・利用可能にすることを義務付けている。
Fair Housing Act	障害を理由とした住宅の売買や賃貸における差別が禁止されている。
Air Carrier Access Act	飛行機への搭乗における障害者への差別を禁止している。
Voting Accessibility for the Elderly and Handicapped Act	連邦の選挙の全ての投票所を障害者がアクセスできるよう義務付けている。
National Voter Registration Act	“Motor Voter Act”として知られている。運転免許証登録センター、障害者センター、学校図書館での登録サービスを提供することで、有権者登録プロセスを容易にする。

Civil Rights of Institutionalized Persons Act	司法長官が精神障害者、知的障害者のために刑務所や拘置所、少年矯正施設、老人ホームなどを調査できる権利が定められている。
Individuals with Disabilities Education Act	0歳児から21歳までの障害児に対する適切な教育を無料で提供することを規定している。
Rehabilitation Act	連邦の財政補助を受けている教育機関における障害者差別を禁止している。
Architectural Barriers Act	連邦政府の予算で設計、建築、改修される施設、また連邦機関より貸与された施設の身体的なアクセシビリティの確保を定めている。

(出典)U.S. Department of Justice HP

3. 米国の障害学生数について

National Center for Education Statics(NCES)の統計では、2011年 - 2012年に学士課程に在籍する学生のうち障害を有する学生の割合は11.1%、大学院課程の場合は5.3%と発表されている(表2)。⁵⁾NCESの調査では学士課程、大学院課程の障害学生の障害の種類の内訳は公開されていないが、Individuals with Disabilities Education Act(IDEA)が、3歳から21歳における連邦障害支援プログラム(IDEA)を提供した児童生徒数を公開しているため、参考のため表3に示す。⁶⁾また、IDEAは、6歳から21歳の健常生徒を含む全児童生徒のうちIDEAプログラムを提供した自閉症(ASD: Autism Spectrum Disorder)学生の割合は2005年の0.3%から上昇傾向にあり、2014年には0.8%まで上昇したことを報告している。⁷⁾また、Centers for Disease Control and Prevention(CDC)は68人に1人の子供がASDと推定しており(2014年時点)、同様の調査を行った2012年の報告から約30%上昇している。⁸⁾

また、NCESが2008-09年に実施した米国の2年制と4年制の大学を対象とした調査では、86%の大学で特異的学習障害(SLD: Specific Learning Disability)の学生が在籍しており、79%の大学で注意欠如・多動性障害(ADHD: Attention Deficit Hyperactivity Disorder)、56%の大学でASDの学生が在籍していることを報告している(表4)。⁹⁾

これらの報告より、障害のなかでも特に発達障害(SLD, ADHD, ASD)を持つ学生の割合が他の障害と比較して高いことが示唆される。

表2. 米国高等教育機関における在籍学生数と障害の有無(2011年-2012年)

	学士課程	大学院課程
障害を持たない学生(人)	20,493,000	3,487,000
障害を持つ学生(人)	2,563,000	195,000
障害を持つ学生の割合(%)	11.1	5.3

(出典) Digest of Education Statics2015, National Center for Education Statics(NCES)

表 3. 連邦障害支援プログラム(IDEA)を提供した障害種別の児童生徒数(3歳-21歳)

障害の種類	児童生徒数(人) (割合(%))*		
	2010-2011年	2011-2012年	2012-2013年
自閉症(ASD)	417,000 (6.5)	455,000 (7.1)	498,000 (7.8)
盲聾	2,000 (0.03)	2,000 (0.03)	1,000 (0.02)
発達遅滞	382,000 (5.9)	393,000 (6.1)	402,000 (6.2)
情緒障害	390,000 (6.1)	373,000 (5.8)	362,000 (5.6)
聴覚障害	78,000 (1.2)	78,000 (1.2)	77,000 (1.2)
知的障害	448,000 (7.0)	435,000 (6.8)	430,000 (6.7)
重複障害	130,000 (2.0)	132,000 (2.1)	133,000 (2.1)
身体・運動障害	63,000 (1.0)	61,000 (1.0)	59,000 (0.9)
その他健康障害	716,000 (11.1)	743,000 (11.6)	779,000 (12.1)
特異的学習障害(SLD)	2,361,000 (36.7)	2,303,000 (36.0)	2,227,000 (35.4)
スピーチ・言語障害	1,396,000 (21.7)	1,373,000 (21.1)	1,356,000 (21.1)
外傷性脳損傷	26,000 (0.4)	26,000 (0.4)	26,000 (0.4)
視覚障害	28,000 (0.4)	28,000 (0.4)	28,000 (0.4)
合計	6,436,000	6,401,000	6,429,000

*IDEA 提供学生のうち、それぞれの障害が占める割合。

それぞれの障害の児童生徒数は四捨五入されているため、合計数と差異が生じる。

(出典) 38th Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities Education Act, 2016

表 4. 米国の2年制、4年制大学における障害学生の在籍率

障害の種類	在籍率(%)
聴覚障害 (聾を含む)	73
視覚障害 (盲を含む)	67
スピーチ・言語障害	35
身体・運動障害	76
外傷性脳損傷	56
特異的学習障害(SLD)	86
注意欠陥障害(ADD)または注意欠陥多動性障害(ADHD)	79
自閉症(ASD)	56
認知的困難または知的障害	41
健康障害	73
精神・情緒障害	76
その他	17

(出典) Students with Disabilities at Degree-Granting Postsecondary Institutions

4. 日本の障害学生数について

冒頭でも紹介したとおり、日本学生支援機構が毎年実施している、「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によると、平成 28 年度の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生数は 27,257 人であり、全学生数における障害学生数の割合は 0.86%に相当する。大学生の障害学生数の内訳は表 5 のとおりである。「病弱・虚弱」、「精神障害」の категорияが平成 27 年度から 28 年度にかけて大きく増加しているが、これは、28 年度の調査実施時にこの category の具体的な疾患名を例示したことや障害についての知見が広まり、大学等における障害のある学生の把握が進んだことが大きいと推察されている。しかし、高等教育機関で確認されている発達障害学生は健常者を含む全学生の 0.13%にすぎない。3 章で述べたとおり、米国では 2014 年時点で 6 歳から 21 歳の健常生徒を含む全児童生徒のうち IDEA プログラムを提供した学生の割合は発達障害のひとつである ASD のみで 0.8%である。国や人種、年齢などによって多少の差が生じることも考えられるが、日本の場合はまだ障害を自覚しない場合や開示しない場合が多く、実際にはもっと多くの障害を持つ学生が存在することが推測される。

表 5. 障害学生数（大学、短期大学及び高等専門学校）

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
大学、短期大学及び高等専門学校における全学生数(人)		3,189,744	3,185,767	3,184,169
障害の種類		障害学生数(人)（全障害学生に占める割合(%)）		
視覚障害	盲	137 (1.0)	145 (0.7)	160 (0.6)
	弱視	573 (4.1)	610 (2.8)	630 (2.3)
聴覚・言語障害	聾	604 (4.3)	577 (2.7)	575 (2.1)
	難聴	1,009 (7.1)	1,098 (5.1)	1,263 (4.6)
	言語障害のみ	41 (0.3)	62 (0.3)	79 (0.3)
肢体不自由		2,534 (17.9)	2,546 (11.7)	2,659 (9.8)
病弱・虚弱		3,037 (21.5)	6,462 (29.8)	9,387 (34.4)
重複障害		326 (2.3)	374 (1.7)	393 (1.4)
発達障害	SLD	114 (0.8)	175 (0.8)	169 (0.6)
	ADHD	363 (2.6)	560 (2.6)	809 (3.0)
	ASD	1,956 (13.8)	2,301 (10.6)	2,634 (9.7)
	発達障害の重複	289 (2.0)	406 (1.9)	538 (2.0)
精神障害			5,889 (27.1)	6,775 (24.9)
その他		3,144 (22.3)	516 (2.4)	1,186 (4.4)
合計		14,127	21,721	27,257

*平成 26 年度は「精神障害」が「その他」に分類されている。

(出典) 平成 28 年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査

5. 米国大学実地調査事例報告

本章では、米国の大学における障害学生への修学支援状況を調査するため筆者がメアリーマウント大学(Marymount University)およびギャロデット大学(Gallaudet University)で行った実地調査（障害学生支援部署担当者へのインタビュー）の結果について述べる。今回は障害を持つ学生（ギャロデット大学の場合は聴覚障害）が通う事を前提とした大学とそうではない大学の取り組みについて調査した。

5.1 メアリーマウント大学(Marymount University) (2017年12月15

日訪問・インタビュー実施)

インタビュー対応者：Maureen Dour, Learning Specialist, Student Access Services

5.1.1 大学概要

1950年にバージニア州では初となるカトリック系の私立女子大として創立。創立当初は、2年制の女子大であったが、現在は共学の4年制大学となっている。2017年10月時点の学生数は3,375名(うち学部生2,305名、大学院生1,070名)。看護学部、経営学部、芸術学部、生物学部などが設置されている。各授業の平均受講人数は16名であり、少人数でのインタラクティブな授業に力を入れている。

障害を持つ学生を支援する窓口として、Student Access Service(SAS)が設置されている。約200名の学生がSASを利用しており、2名の常勤スタッフが彼らの支援に携わっている。配慮や支援が必要な場合には、大学が指定するリクエストフォームに必要事項を記入の上、適切な資格を持った医師や専門家が作成した診断書や病歴に関する書類を添えてSASに申請をする必要がある。その後、SASのスタッフと学生が面談の上、申請内容の可否が決定される。決定した内容はSASが発行するレターに記載され、学生は授業開始前に教員にそのレターを提出することで必要な配慮や支援を受けることができる。

5.1.2 実地調査

Q. SASを利用する学生の障害の内訳を教えてください。可能でしょうか。

A. 発達障害(特にSLD、ADHD、ASD)や慢性疾患の割合が多い。SASを利用する学生はここ数年で増加している。

Q. 日本では発達障害の学生が近年増加傾向にあります。貴学はどうでしょうか。

A. 発達障害の学生はMarymount Universityでも近年増加傾向にある。どこの大学も同じ状況ではないかと思われる。近年、増加している原因には診断基準の変更などにより、自閉症の発覚が増加していることも考えられる。

Q. 欠席回数の特別措置などはあるのでしょうか。

A. 障害の程度や状況等によって対応は異なる。学生には障害またはその治療のために授業を欠席する場合には自分自身で担当教員に説明するよう指導している。

Q. 障害を理由とする試験時間の延長などは認めているのでしょうか。また、別室受験する場合の教室はどのくらいの大きさなのでしょうか。実際に試験教室を見せていただくことは可能でしょうか。

A. こちらも障害の程度等によって対応は異なるが、延長を認める場合は障害の状況に応じて通常の試験時間の 1.5 倍、または 2 倍の時間に対応している。別室受験室は学内に 1 か所で、最大 6 人が同時に受験可能である。同じフロアに学習相談窓口があり、職員や学生が教室の前を通ることがあるため、試験時には教室の前で消音装置を作動させている。他の大学に比べて規模は小さいかもしれないが、大学全体の規模も大きいわけではないので十分である。



別室受験用の試験教室



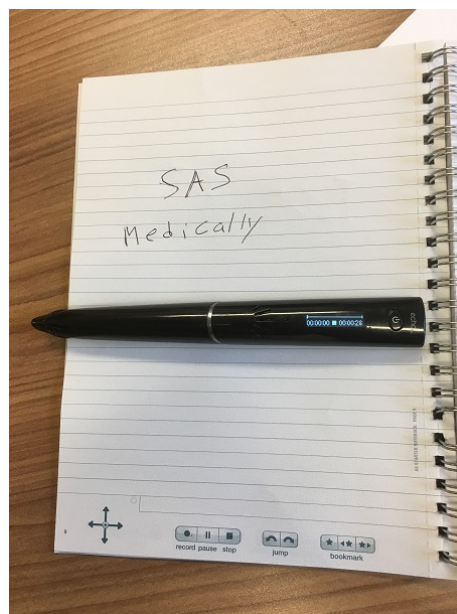
試験教室前に設置された消音装置

Q. 支援機器はどのようなものを準備しているのでしょうか（点字タイプライターなどの貸し出しを行っているのでしょうか）。

A. 基本的には、全て PC 利用で対応できている。PC には文字拡大機能や読み上げ機能がついているため、視覚に障害がある学生にも対応できている。全盲の学生はいないため、点字タイプライターなどの支援機器は準備していない。必要な場合には道具ではなく点字への翻訳の専門家を雇用する予定。車いすは 10 台ほど準備している。現時点では、特別な支援機器がなくても支障は生じていない。

Q. ノートテイクの支援などは提供しているのでしょうか。

A. 基本的には「スマートペン」で対応している。スマートペンは専用のペンとノートを用いて書いた文字、図形などをデジタル記録することができる。また、同時に書いたメモやイラストと同期して周囲の音も記録ができる。音声は専用ノートに書いた文字や図形をペン先でタップすると書いた時の周囲の音を再生することができる。セメスター開始時に協力してくれる学生に専用ペンとノートを渡して、ノートテイクが必要な授業の記録を残してもらっている。協力してくれた学生にはセメスター終了後に本屋等で使用できる 100 ドル程度のギフトカードを渡している。



ノートテイク支援の際に利用する
スマートペンと専用ノート

Q. 貴学では感情支援動物（Emotional Support Animals: ESA）ⁱの持ち込みを許可しているのでしょうか。

A. 診断書等を提出してもらい、必要であると判断した場合には許可している。持ち込みのルール等については HP にも掲載して学生に周知している。

Q. 最近、SAS が重点的に取り組んでいる事を教えてください。

A. 1つ目は支援にかかるお金をどのように工面するか。過去に聴覚の障害を持つ学生がいたが、授業内容の手話通訳をするために専門家を依頼した際にとってもお金がかかった。特に専門の知識を持った人に依頼するとお金がかかってしまう。2つ目は入学してくる障害学生への指導。大学での学生生活をおくる上で、どのように障害に対応していくべきか指導していくことに時間をかけている。入試の段階では、障害の状況が詳しくわからないため、入学後にコースを履修する上で必要となる合理的配慮についての確認に苦労することが多い。

Q. キャンパスは最寄り駅から徒歩で通学することが困難であるかと思われませんが（メインキャンパスから最寄り駅までの距離は 3.3km）、障害学生のキャンパスへのアクセスについて工夫されていることはありますか。

A. 大学は 3 つのキャンパスに分かれているが、3 つのキャンパスと最寄り駅を巡回するバスが 15 分に 1 本の頻度で運行されている。これは、学生はもちろん教職員も利用可能である。バスは全てバリアフリー対応しているため、障害学生でも移動に問題が生じることはない。キャンパス内の施設も、すべての建物の入り口にスロープ、自動ドア、エレベーターを完備している。

ⁱ 精神的なニーズを支える動物。ADA 法で定義された支援動物は、盲導犬や聴導犬のような特別なトレーニングを受けた動物であるが、感情支援動物は特別なトレーニングを受けていない動物も含まれる。

Q. 貴学では教職員向けの研修などは実施しているのでしょうか。

A. 1 セメスターの間に 2, 3 回実施している。SAS のスタッフのうちの 1 名が専門の知識を身につけており、研修会を実施することが可能であるので、特に外部から講師を呼んだりすることはない。また、学生の障害の程度やリクエストに応じて学生と教員、SAS スタッフの 3 者でのミーティングを実施することもある。外部の専門家を依頼するとお金がかかってしまうため、できるだけ自分達で研修の機会を設けるようにしている。

5.2 ギャローデット大学(Gallaudet University) (2017 年 12 月 18 日訪

問・インタビュー実施)

インタビュー対応者： Patricia Tesar, Director, Office for Students With Disabilities
Jeffrey Shaumeyer, Communications, Research, & Technology
Coordinator, Office for Students With Disabilities

5.2.1 大学概要

1856 年に郵政省長官を務めた Amos Kendall がワシントン D.C. に学校と 12 名の聾学生と 6 名の盲学生の住居を寄付し、コロンビア聾啞教育施設が設立された。1864 年に連邦議会で大学に格上げする議案が通過し、初代校長は Edward Miner Gallaudet が務めた。1954 年に現在のギャローデット大学に改称された。1988 年には「Deaf President Now」運動により聾者の I. King Jordan 博士が学長となる。2017 年 10 月時点の学生数は 1,623 名(うち学部生 1,129 名、大学院生 437 名、英語学院 45 名)。教職員数は計 941 名(うち 486 名は難聴もしくは聾者)。学部、大学院の他に、英語学院があり、キャンパス内には小学校、中学校も設置されている。

障害を持つ学生を支援する窓口として、Office for Students With Disabilities (OSWD)が設置されている。リハビリテーション法が制定された翌年(1974 年)に Student Support Services(SSS)という名称で立ち上げられ、1988 年に現在の OSWD となる。常勤 4 名、非常勤 3 名が障害をもつ学生の支援に携わっている。ギャローデット大学に通う 92%の学生は聴覚に障害を持っており、公用語はアメリカ手話(American Sign Language)である。聴覚に障害を持たない学生で聾教育等を学ぶことを目的にギャローデット大学に通う学生も多くいる。

5.2.2 実地調査

Q. OSWD を利用する学生は何名ほどいるのでしょうか。

A. 昨年度は、学生 1,800 名うち 307 名が OSWD を利用した (全学生の 17%)。OSWD を利用する学生は年々増加している。2000-2001 年度の 1 年間の OSWD 利用学生は 147 名であったので、17 年間で倍以上に増えたことになる。

Q. OSWD を利用する学生の割合が 17%ということで、他の大学と比べると高い割合のように見えますが、何か理由はあるのでしょうか。

A. 2つの理由が考えられる。1点目は詳しいメカニズムはまだわかっていないが、聴覚に障害のある学生は他の障害を合併する率が聴覚が正常な学生に比べて高いと言われていること。2点目は入学の時点で障害を持つ学生は、障害を持たない学生に比べて自身の障害についての相談に来る可能性が高いということ。それまで障害を持ったことのない学生にとって相談に行くということは、まず自分自身がその障害を認めることになる。これは本人にとって困難な決断となる場合がある。ギャローデット大学の学生の多くは入学時点で聴覚障害を持っており、過去に自身の障害について相談した経験がある学生がほとんどである。

Q. OSWD を利用する学生の障害の内訳を教えてください。可能でしょうか。

A. ADHD (20.9%) と重複障害 (20.8%) の割合が多い。また、SLD (14.9%) も多いと言える。聴覚障害はギャローデット大学では当然のことであるためカウントしていない事に注意して欲しい。つまり、重複障害の学生は聴覚障害に加えて更に2つの障害を持っていることになる (OSWD を利用する学生のほとんどが少なくとも2つの障害を持っており、重複障害の学生については少なくとも3つの障害をもっていることとなる)。視覚障害、全盲の学生も30人ほどいる。重複障害においては、ADHD と SLD、ADHD と精神障害の組み合わせが多い (これらに加えて、ほとんどの学生は聴覚障害もある)。

Q. 火事などの緊急時にはどのように対応するのでしょうか。聴覚に障害がある場合、火事が起こったときのサイレンが聞こえない可能性があるのではないのでしょうか。

A. 火災が発生した際には、サイレンだけでなくフラッシュが発光されるようになっている。全ての部屋に設置しており、どこにいてもサイレンまたは光に気付かないという事が起きないようにしている。また、盲聾の学生の寮の部屋にはファンが設置しており、火災が発生した際にファンが稼働するようになっており、学生はファンの風により火事の発生を知ることができる。学生、教職員には、緊急時に全盲の学生の避難を補助するように指導している。これは緊急時マニュアルにも記載している。

Q. 最近、OSWD が重点的に取り組んでいる事を教えてください。

A. 支援にかかるお金をどのように賄うべきか検討しているところである。重複障害の学生は、複数の障害が重なることで特別な対応が必要となる場合がある。そのためには、高度なスキルを持ったスタッフが必要となる。例えば、指点字ⁱⁱや触手話ⁱⁱⁱの通訳者を雇用する場合には、1時間あたり 65~90 ドルのお金がかかってしまう。またノートテイキング、試験延長などにもお金がかかるが、大学から OSWD に分配されるお金だけでは支援が困難になりつつある。十分な支援が学生に提供できないと、卒業生から寄付金を受けることも困難となり悪循環に陥ってしま

ⁱⁱ 盲聾者の指を6点入力点字タイプライターに見立てて伝える方法

ⁱⁱⁱ 話し手が手話を表し、盲聾者がその手に触れて伝える方法

う。

Q. ノートテイキングは学生が支援しているのでしょうか。もしくは外部の専門スタッフを雇用しているのでしょうか。

A. 学生が支援している。約 40 名が登録していて、支援が必要な学生と同じ授業を受講している学生がサポートしている。一人あたり 3, 4 科目程度を 1 セメスターで担当している。SLD の学生の利用割合が多い。

Q. 障害を理由とする試験時間の延長などは認めているのでしょうか。また、別室受験する場合の教室はどのくらいの大きさなのでしょうか。実際に試験教室を見せていただくことは可能でしょうか。

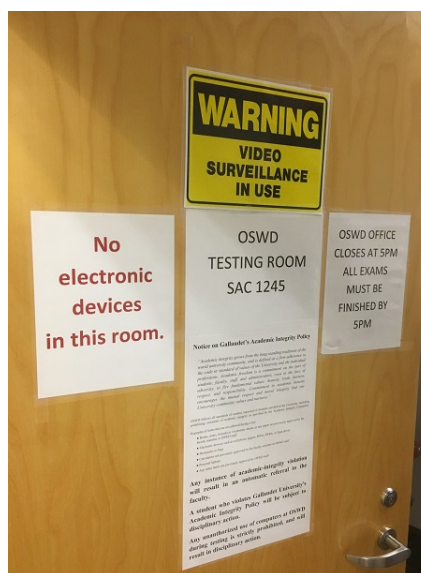
A. 別室受験用の部屋は 4 部屋ある。それぞれの教室にはパーテーションで仕切られた机が 8 台ある。試験時間や試験方法（PC を使うなど）状況に応じて使用している。各部屋には監視カメラが設置されており、不正行為の対策もされている。この部屋は試験時だけでなく、障害のために静かな環境での学習が必要となる学生のために貸し出すこともある。

Q. 貴学は留学生も在籍しているが、学内の公用語である ASL (American Sign Language) は海外からの学生にとって難しいのでしょうか。

A. ASL の習得は必ずしも学生にとって簡単とは言えないが、入学前に「Jump Start」という 4 週間のオリエンテーションを開催している。



別室受験用の試験教室



試験教室前の注意書き

Q. 日本では最近、情報アクセシビリティ改善も必要であると言われています。貴学では情報アクセシビリティの向上のために取り組んでいることはありますか。

A. HP については昨年度から重点的に取り組んでいるところである。W3C (World Wide Web Consortium) の基準¹⁰⁾に則り、誰でもアクセスしやすい HP のリニューアルを進めている。

授業については、Distance Learning Systems¹¹⁾というシステムを利用して遠隔で授業の受講も可能である。約94%の授業でオンライン受講が可能であり、全ての学生が最低1科目はオンライン授業を受講している。テキストも電子化が進んでいるところである。

Q. 日本では障害者の就職支援が大きな課題の一つであります。貴学ではどのような就職支援を実施しているのでしょうか。

A. 米国においても障害者の就職支援は大きな課題の一つである。

学内にはキャリアセンターがあり、インターンシップ/ジョブフェアを開催している。しかし現実的には、卒業後すぐに就職することは困難であるため、各州のVR(Vocational Rehabilitation)でトレーニングを積んだ後に就職する学生もいる。

Q. 貴学では教職員向けの研修などは実施しているのでしょうか。

A. 数年前までは教職員向けの研修会を実施していたが、講師等を依頼すると数千ドルかかってしまうため、予算の都合上、近年は実施できずにいる。教職員向けの研修機会が減ってしまうと学生と教職員のコミュニケーションに影響が生じることが予想される。学生の不満が溜まると退学や、裁判にまで発展する可能性がある。また、学生が不満を持ったまま卒業した場合、卒業生からの寄付金にも影響してしまうため、更に予算が厳しくなるという悪循環に陥ることを懸念している。

6. まとめと結論

今回の文献調査とインタビュー調査により、米国においても日本においても、発達障害の学生が増加傾向にあり、その支援システムの改善が求められていることがわかった。

文献調査では、米国と日本での障害をもつ学生の割合を比較し、日本はまだ発達障害を持つ学生の把握が十分に進んでいない可能性が示唆された。インタビュー調査からは、米国の大学の障害学生支援部署での具体的な取り組みや、今後の課題についてお話を伺うことができた。

障害の状況は学生により異なるため、ケースバイケースの対応が求められるが、そのために専門の知識を持つ人を雇用するとお金がかかってしまう。今回インタビューを実施したメアリーマウント大学、ギャローデット大学でも支援にかかる費用の確保が課題であることを述べていた。ウィスコンシン大学は、聴覚障害をもつ学生のために手話通訳サービスを提供した場合、年間一人あたり23,351ドルの費用を大学が負担している。また、試験時間延長の対応をした場合、1科目あたり56ドルの費用がかかることを報告している。¹²⁾Dr. Jeffrey Shaumeyerにギャローデット大学の状況を伺ったところ、ノートテイキングや試験時間延長にかかるお金の割合が多いとのことであった。ギャローデット大学の場合は、一人の学生が3単位の授業でノートテイカーを依頼したとすると、1セメスターで1科目あたり473ドルを大学が負担している。また、試験時間延長の対応をした場合、1科目あたり平均46ドルを大学が負担している。このことから、今後、日本の大学においても障害学生支援の財源確保について十分な検討が必要であることを感

じた。

今回のインタビュー調査は限られたものではあるが、それでも米国の大学においても障害特性や状況が学生によって異なるため、大学側が適切な変更や調整を行う合理的配慮の対応方法に課題を感じていることもわかった。例えば、支援動物の持ち込みについてはADA法において定義された条件を満たした動物（障害者の視覚や聴覚等の支援のために訓練された動物）であれば、持ち込み許可の判断にそれほど困ることはない。しかし、感情支援動物は訓練を受けた動物であるとは限らないため、個々の大学で合理的配慮の判断が必要となる。メアリーマウント大学では、「ADA法で定められた支援動物」と「感情支援動物」、「ペット」の違いについての定義を定めた上で、それぞれの支援動物の持ち込みの許可条件やルールについてHPで周知するなどの細かい配慮をしている。またメアリーマウント大学のMs. Maureen Dourからは、最近は特に発達障害学生への合理的配慮については個々の複雑な状況に応じた判断が必要となるため、以前よりも時間をかけることが多くなったことを伺った。

障害をもつ学生への支援は、国内だけでなく世界中で情報を共有することでより良いものとなることが考えられる。今後、日本の大学は世界各国の取り組みについて注目する必要がある。

謝辞

本研修の参加にあたり、2年間の研修の機会を与えてくださった東京大学のみなさま、日本学術振興会東京本部での研修時に御指導いただいたみなさまに感謝申し上げます。特に、ワシントン研究連絡センターにおいて、あたたかく、広範な業務について直接、御指導いただいた平田光司センター長、藤野隆弘副センター長に厚くお礼申し上げます。また、現地スタッフのThet Win氏、現地において本稿作成にあたり貴重なお時間をいただきインタビューにご協力いただきましたメアリーマウント大学、ギャローデッド大学のみなさまに深く感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 独立行政法人 日本学生支援機構 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」(2018年1月22日アクセス)
http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/index.html
- 2) 高等学校における通級による指導(2018年1月22日アクセス)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1400148.htm
- 3) 特別支援教育資料(平成28年度)(2018年1月22日アクセス)
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1386910.htm
- 4) A Guide to Disability Rights Laws(2018年1月22日アクセス)
<https://www.ada.gov/cguide.htm>
- 5) National Center for Education Statics(NCES), Digest of Education Statics (2018年1月22日アクセス)
https://nces.ed.gov/programs/digest/current_tables.asp
- 6) Individuals with Disabilities Education Act(2018年1月22日アクセス)
<https://sites.ed.gov/idea/>
- 7) 38th Annual Report to Congress on the Implementation of the Individuals with Disabilities Education Act, 2016(2018年1月22日アクセス)
<https://www2.ed.gov/about/reports/annual/osep/2016/parts-b-c/38th-arc-for-idea.pdf>
- 8) Prevalence of Autism Spectrum Disorder Among Children Aged 8 Years(2018年1月22日アクセス)
<https://www.cdc.gov/mmwr/pdf/ss/ss6302.pdf>
- 9) Students with Disabilities at Degree-Granting Postsecondary Institutions (2018年1月22日アクセス)
<https://nces.ed.gov/pubs2011/2011018.pdf>
- 10) World Wide Web Consortium(2018年1月22日アクセス)
<https://www.w3.org/standards/webdesign/accessibility#case>
- 11) Distance Learning Systems(2018年1月22日アクセス)
<http://dlsii.com/>
- 12) University of Wisconsin System, Summary Report of Data on Services for Students with Disabilities, FY2008-09(2018年1月22日アクセス)
<http://www.uww.edu/reports>
- 13) Marymount University(2018年1月22日アクセス)
<https://www.marymount.edu/>
- 14) Gallaudet University(2018年1月22日アクセス)
<http://www.gallaudet.edu/>
- 15) Association on Higher Education And Disability(2018年1月22日アクセス)
<https://www.ahead.org/>
- 16) U.S. Department of Education(2018年1月22日アクセス)
<https://www.ed.gov/>